

## 意見書等

(決議)

議員提出議案 5号

葛西丈徳議員に対する議員辞職勧告決議(可決)

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が4月1日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職(リコール)投票」をめぐり、葛西丈徳議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕・起訴された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年4月14日

---

議員提出議案 6号

小笠原恒雄議員に対する議員辞職勧告決議(可決)

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が4月1日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職(リコール)投票」をめぐり、小笠原恒雄議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕・起訴された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年4月14日

---

議員提出議案 7号

長谷川章悦議員に対する議員辞職勧告決議(可決)

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が4月1日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職(リコール)投票」をめぐり、長谷川章悦議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕・起訴された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年4月14日

---

議員提出議案 8 号

常田正治議員に対する議員辞職勧告決議（可決）

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が 4 月 1 日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職（リコール）投票」をめぐり、常田正治議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕・起訴された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年 4 月14日

---

議員提出議案 9 号

一戸善正議員に対する議員辞職勧告決議（可決）

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が 4 月 1 日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職（リコール）投票」をめぐり、一戸善正議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕・起訴された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年 4 月14日

---

議員提出議案10号

工藤幸造議員に対する議員辞職勧告決議（可決）

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が 4 月 1 日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職（リコール）投票」をめぐり、工藤幸造議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年 4 月14日

---

議員提出議案11号

塚本艶子議員に対する議員辞職勧告決議（可決）

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が4月1日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職（リコール）投票」をめぐり、塚本艶子議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年4月14日

---

議員提出議案第12号

加藤智栄子議員に対する議員辞職勧告決議（可決）

青森市と浪岡町の合併により、「新青森市」が4月1日発足した。

しかし、合併に先立ちその是非を最大の争点に昨年12月実施された「町長解職（リコール）投票」をめぐり、加藤智栄子議員が解職阻止を目的とした買収容疑で地方自治法違反により逮捕された。

この行為は議員としてあるまじき行為であるばかりか、青森市議会の名誉を著しく傷つけるもので、断じて許すことはできない。

よって、速やかに議員辞職するよう、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成17年4月14日